

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第 4 号

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和 30 年岩手県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(小学校、中学校等の臨時免許状)</p> <p>第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、免許法第 5 条第 5 項の規定により小学校、中学校、<u>盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園</u>の臨時免許状の授与を受けることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(免許状授与の申請)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、次条、<u>第 10 条から第 12 条まで及び第 13 条の 2 から第 16 条までの場合に準用する。</u></p> <p>第 9 条の 4 [略]</p> <p>(上級免許状、他教科の免許状等の検定申請)</p> <p>第 10 条 [略]</p>	<p>(小学校、中学校等の臨時免許状)</p> <p>第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、免許法第 5 条第 5 項の規定により小学校、中学校、<u>特別支援学校</u>又は幼稚園の臨時免許状の授与を受けることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(免許状授与の申請)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、次条、<u>第 9 条の 5 から第 12 条まで及び第 13 条の 2 から第 16 条までの場合に準用する。</u></p> <p>第 9 条の 4 [略]</p> <p><u>(特別支援学校の教員の普通免許状への新教育領域の追加の申請)</u></p> <p>第 9 条の 5 免許法第 5 条の 2 第 3 項の規定により、<u>特別支援学校の教員の普通免許状に当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）を追加して定めるための申請（新教育領域を追加して定めるための教育職員検定の申請を除く。）をする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>教育職員免許状領域追加申請書（様式第 2 号の 5）</u></p> <p>(2) <u>履歴書</u></p> <p>(3) <u>基礎資格・単位修得証明書</u></p> <p>(4) <u>身分証明書</u></p> <p>(5) <u>宣誓書</u></p> <p>(6) <u>当該特別支援学校の教員の普通免許状</u></p> <p>(上級免許状、他教科の免許状等の検定申請)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p><u>(特別支援学校の教員の普通免許状への新教育領域の追加の検定申請)</u></p> <p>第 10 条の 2 免許法第 5 条の 2 第 3 項の規定により、<u>特別支援学校の教員の普通免許状に新教育領域を追加して定めるための教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</u></p>

(外国において授与された免許状を有する者等の検定申請)

第11条 免許法第18条の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる書類
- (2) [略]

(従前の規定による学校の卒業者等の検定申請)

第12条 教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。)第2条の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定申請書(様式第7号)
- (2)～(7) [略]

2 教育の経験又は実地の経験をもって申請の要件とする者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、教科に関する証明書(様式第11号)及び実務に関する証明書を加えるものとする。

(臨時免許状の検定申請)

第14条 [略]

(1) 教育職員免許状領域追加検定申請書(様式第2号の5)

(2) 履歴書

(3) 人物に関する証明書

(4) 基礎資格・単位修得証明書

(5) 実務に関する証明書

(6) 身体に関する証明書

(7) 身分証明書

(8) 宣誓書

(9) 次号に掲げる免許状以外に有する免許状の授与証明書又は当該免許状の写し(所属長の原本証明のあるもの)

(10) 当該特別支援学校の教員の普通免許状

(外国において授与された免許状を有する者等の検定申請)

第11条 免許法第18条第1項の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 第10条第1項第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる書類
- (2) [略]

2 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の免許状に新教育領域を追加して定めるための教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 前条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる書類

(2) 次号に掲げる免許状以外に免許状を有する者は免許状若しくはその写し(所属長の原本証明のあるもの)又は当該免許状の授与証明書、学校を卒業又は修了した者は卒業又は修了証明書及び学業成績証明書

(3) 当該特別支援学校の教員の免許状

(従前の規定による学校の卒業者等の検定申請)

第12条 教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。)第2条の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定申請書
- (2)～(7) [略]

2 教育の経験又は実地の経験をもって申請の要件とする者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、教科に関する証明書及び実務に関する証明書を加えるものとする。

(臨時免許状の検定申請)

第14条 [略]

(特別支援学校の教員の臨時免許状への新教育領域の追加の  
検定申請)

第14条の2 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援  
学校の教員の臨時免許状に新教育領域を追加して定めるため  
の教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しな  
ければならない。

- (1) 教育職員免許状領域追加検定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 人物に関する証明書
- (4) 学校の卒業又は修了の証明書及び学業成績証明書
- (5) 身体に関する証明書
- (6) 身分証明書
- (7) 宣誓書
- (8) 助教諭採用(内申)予定証明書
- (9) 次号に掲げる免許状以外に有する免許状の授与証明書  
又は当該免許状の写し(所属長の原本証明のあるもの)
- (10) 当該特別支援学校の教員の臨時免許状

(特別支援学校の自立教科の免許状の授与又は検定の申請)

第15条 免許法第4条の2第2項又は施行法第2条第1項の表  
の第22号若しくは第23号の規定による特別支援学校の自立教  
科(免許法施行規則第63条第1項に規定する自立教科をいう。  
)の免許状の授与又は教育職員検定を申請する者は、次に掲げ  
るそれぞれの書類を提出しなければならない。

- (1) 授与を申請する場合  
ア 自立教科教育職員免許状授与申請書(様式第14号)  
イ～カ [略]
- (2) 教育職員検定を申請する場合  
ア 自立教科教育職員免許状検定申請書(様式第14号)  
イ～ケ [略]  
(申請)

第23条 免許状の授与、新教育領域の追加、書換え、再交付及  
び教育職員検定は、免許状の種類ごとに申請しなければなら  
ない。

(盲学校等の特殊教科の免許状の授与又は検定の申請)

第15条 免許法第17条第1項又は施行法第2条第1項の表の第  
22号若しくは第23号の規定による盲学校、聾学校又は養護学校  
の特殊の教科(免許法施行規則第63条の2に規定する自立活動  
に係るものを除く。)の免許状の授与又は検定を申請する者は、  
次に掲げるそれぞれの書類を提出しなければならない。

- (1) 授与を申請する場合  
ア 特殊教科教育職員免許状授与申請書(様式第14号)  
イ～カ [略]
- (2) 検定を申請する場合  
ア 特殊教科教育職員免許状検定申請書(様式第14号)  
イ～ケ [略]  
(申請書及び手数料)

第23条 免許状の授与、書換え、再交付及び教育職員検定は、  
免許状の種類ごとに申請しなければならない。

2 前項の申請をする者は、手数料として、岩手県手数料条例  
(平成12年岩手県条例第16号)で定められた金額を岩手県収  
入証紙をもって納入しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第2号の4の次に次の1様式を加える。



[略]

様式第7号（第10条～第12条関係）

[略]

様式第11号の2（第13条の2関係）

[略]

[略]	
教科又は事項	[略]
[略]	

[略]

様式第11号の3（第13条の2関係）

[略]

[略]	
教科名	[略]
教科に関連する専門的な知識経験又は技能の状況	
[略]	

[略]

様式第12号（第14条関係）

[略]

[略]	
教科	[略]
[略]	

[略]

様式第13号（第14条関係）

[略]	
予定教科	
[略]	

様式第14号（第15条関係）

[略]

特殊教科教育職員免許状（授与）（検定）申請書	[略]
[略]	

[略]

様式第16号（第17条関係）

[略]

様式第7号（第10条、第11条、第12条関係）

[略]

様式第11号の2（第13条の2関係）

[略]

[略]	
教科又は自立教科等	[略]
[略]	

[略]

様式第11号の3（第13条の2関係）

[略]

[略]	
教科名又は自立教科等名	[略]
教科又は自立教科等に関連する専門的な知識経験又は技能の状況	
[略]	

[略]

様式第12号（第14条関係）

[略]

[略]	
教科又は特別支援教育領域	[略]
[略]	

[略]

様式第13号（第14条、第14条の2関係）

[略]	
予定の教科、自立教科又は特別支援教育領域	
[略]	

様式第14号（第15条関係）

[略]

自立教科教育職員免許状（授与）（検定）申請書	[略]
[略]	

[略]

様式第16号（第17条関係）

[略]

注 ※の欄は、記載しないでください。

[略]

様式第 16 号の 2 (第 17 条の 2 関係)

[略]

注 ※の欄は、記載しないでください。

[略]

様式第 17 号 (第 17 条の 3 関係)

[略]

備考 1 教授又は実習を担当しようとする事項の内容の欄は、教授又は実習を担当しようとする教科及び教科の領域の一部に係る事項又はクラブ活動等を記載してください。

2・3 [略]

[略]

様式第 22 号 (第 24 条関係)

[略]						
教 科	教 職	特 殊 教 育	養 護	専 修	そ の 他	
[略]						

[略]

注 1 ※の欄は、記載しないでください。

2 特別支援学校の教員の免許状の場合は、教科の欄は、記載しないでください。

[略]

様式第 16 号の 2 (第 17 条の 2 関係)

[略]

注 1 ※の欄は、記載しないでください。

2 特別支援学校の教員の免許状の場合は、教科の欄は、記載しないでください。

[略]

様式第 17 号 (第 17 条の 3 関係)

[略]

備考 1 教授又は実習を担当しようとする事項の内容の欄は、教授又は実習を担当しようとする教科に係る事項、教科若しくは自立教科等の領域の一部に係る事項又はクラブ活動等を記載してください。

2・3 [略]

[略]

様式第 22 号 (第 24 条関係)

[略]						
教 科	教 職	特 別 支 援 教 育	養 護	専 修	そ の 他	
[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岩手県教育職員免許状に関する規則第 15 条の規定により提出されている申請書類は、この規則による改正後の岩手県教育職員免許状に関する規則第 15 条の規定による申請書類とみなす。